

## 第 43 回 太平洋広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和 7 年 11 月 4 日（火） 15:00～

場 所：ベルサール八重洲 3 階 Room2+3

（東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 2・3F）

#### 1 開 会

#### 2 挨 捶

#### 3 議 題

（1）委員の改選に伴う対応について

① 会長職務代理者の互選について

② 部会に属すべき委員の指名について

（2）令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

（3）太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について

（4）沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

（5）広域資源の管理について

（6）その他

① T A C 資源拡大に向けた検討状況について

② 令和 8 年度資源管理関係予算について

③ 広調委の今後の役割等について

④ その他

#### 4 閉 会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 阿部 国雄	渡島海区漁業調整委員会 委員	
	青森県 南谷 雅人	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 亘理 榮好	岩手海区漁業調整委員会会长	
	宮城県 尾定 誠	宮城海区漁業調整委員会会长	
	福島県 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会长代理	
	茨城県 清水 信宏	茨城海区漁業調整委員会会长	
	千葉県 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会长	
	東京都 馬場 治	東京海区漁業調整委員会会长	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会会长	
	愛知県 石井 克也	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 矢田 和夫	三重海区漁業調整委員会会长	
	和歌山県 片谷 匠	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 竹本 晴茂	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会长	
	愛媛県	※後日、互選予定	
	大分県 濱田 貴史	大分海区漁業調整委員会委員	
	宮崎県 成原 淳一	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	野崎 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 副会長
	学識経験	関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

# 令和7年度（4月～10月）のくろまぐろ遊漁の管理について

令和7年10月  
水産庁

## I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

### 釣り（遊漁）に関する規制（ルール）

- 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕（釣り）に関する規制（ルール）は以下のとおり。
  - (1) 小型魚（30kg未満）の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
  - (2) 大型魚（30kg以上）の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
  - (3) 大型魚（30kg以上）を採捕した場合は、陸揚げした日から1日（翌日）以内に水産庁へ以下の情報を報告。
    - ・採捕者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類（運転免許証等の提出）
    - ・採捕したクロマグロ情報：尾数、重量、計量方法、尾さ長（及び写真添付）、陸揚げ日・場所  
採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号（遊漁船以外を利用した場合は船舶番号又は船舶検査済票の番号）
  - (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止（※）。
    - ※ 採捕禁止の運用について
      - ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン（9月から3トン）で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
      - ・各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
  - (5) 委員会指示の有効期間：2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）



【目的】  
くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New !

### 令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
  - ① 釣り人（遊漁者）
  - ② 遊漁船業者
  - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

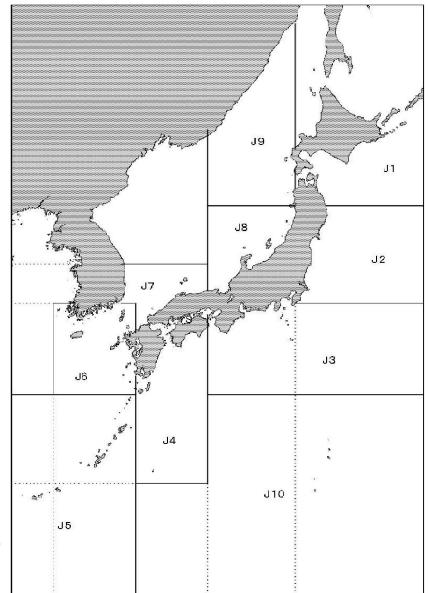
## II. 令和7年度における採捕状況について（4月～10月）

- 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしたところ。
- 6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は38.8トン。
- 今年度、採捕数量は60トン内で管理する必要。
  - 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
  - 専門部会における議論の結果、**令和7年9月から令和8年3月までの遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕については、各月の採捕上限を3.0トン**とすることが決定

### 【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン
採捕禁止期間	4月9日～4月30日	5月14日～5月31日	6月5日～6月30日	7月4日～7月31日	8月4日～8月31日
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域
時期	9月	10月			
採捕上限	3トン	3トン			
採捕数量	0.8トン	0.7トン			
採捕禁止期間	—	—			
主な採捕海域	J1海域	J1海域			

令和7年10月27日（月）時点までの採捕実績：40.3トン



2

## III. 採捕数量の超過分・未利用分の考え方について

第5回くろまぐろ遊漁専門部会資料（抜粋）

### 1. 超過分について

- 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から差し引いて管理している。
  - (例) 令和4年度の総採捕数量：42.6トン  
令和5年度の総採捕数量：37.4トン（40トン－2.6トン（令和4年度超過分））

今後も同様に、**総採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量から0.1トン単位で差し引く**こととする。

### 2. 未利用分について

- 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。

今後も同様に、**未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰り越す**こととする。

- (例1) 令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合（未利用分5.9トン）  
令和8年度の総採捕数量は65.9トン（60トン+5.9トン（令和7年度の未利用分））
- (例2) 令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合（未利用分10.0トン）  
令和8年度の総採捕数量は66.0トン（60トン+6.0トン（令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量））

3

## IV. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。
- 現時点で、計12件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖 富山県魚津沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過

※ 令和6年度の裏付け命令発出実績：計11件

※ 令和7年10月24日（金）時点

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第51号（案）の概要

### 1. 届出

#### (1) 遊漁者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の1営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

#### (2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

#### (3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

#### (4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

#### (5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

### 2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百二十二条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十一月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

### 一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
  - (一) 漁業者が漁業を営む場合
  - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
  - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「管理期間」 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。
- 3 「太平洋」 法第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。
- 6 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

### 二 届出

#### 1 遊漁者

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日にに関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(一) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

2 (二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

管理期間中に太平洋において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 遊漁船登録番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に太平洋において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5 1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6 2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7 3の届出を行つていなない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

### 三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年二月三十日までとする。

### 四 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の二の2及び3に基づく委員会会長が定める要件  
及び要件に適合する者に関する対応方針（案）

令和7年11月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号（以下「委員会指示」という。）の二の2及び3のただし書に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示の二の2及び3で定める届出期間外に届出しようとする者（以下「期間外届出者」という。）は、次の表の左欄で定める要件により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類の写しを添えて届出を行うものとする。

要件	提出する書類
(1) 新たに船舶を取得した場合	船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書及び以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 ② 漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票
(2) 漁船登録をしている漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けた場合	以下の書類。 ① 船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書 ② 漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票
(3) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項に基づき、新たに登録を受けた場合	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業の適正化に関する法律第5条第2項に基づく通知 ② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第18条第1項第1号で定められた様式のうち、別記様式第8号
(4) 被災した結果、委員会指示に定める届出期間に届出を行えなかった場合	以下の書類のいずれか。 ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書） ② 各自治体が発行する被災証明書

- 2 水産庁は、上記1の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上記1の表の左欄の要件により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、届出を受付けることとし、後日、会長及び太平洋広域漁業調整委員会に報告を行う。

# 太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の四に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和7年11月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

## 1. 届出の方法

委員会指示の二に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」([https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kuromaguro/kyouryokuirai.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html))に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも届出が出来ない場合は、代替の方法も可とする。



### (1) 届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

### (2) 電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力のうえ、電子ファイルをメールアドレス [jfa\\_bluefin\\_rec★maff.go.jp](mailto:jfa_bluefin_rec★maff.go.jp)宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

## 2. 届出に関する留意事項

- (1) 委員会指示の二に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

(2) 委員会指示の二の1の届出を行うに当たっては、届出時に以下の内容が判明している場合は、その内容も記載して届け出ること。

ア (遊漁船を使用する場合) 船名、遊漁船が登録されている都道府県名、遊漁船登録番号

イ (遊漁船以外の船舶を使用する場合) 船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号

ウ カヤックやスタンドアップパドルボート(SUP)等を利用する場合

エ 入出港しようとする場所

オ 予定しているくろまぐろの採捕(釣り)の方法

(3) 委員会指示の二の2の届出を行うに当たっては、遊漁船が登録されている都道府県名を記載して届け出ること。

(4) 委員会指示の二の2又は3の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。

(5) 委員会指示の二の2の(四)及び3の(四)に定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

### 3. 個人情報等の取扱いについて

届出のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

### 4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 152 条第2項で定める  
広域漁業調整委員会の海域の区分

太平洋	<p>我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分に引いた線</li> <li>二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線</li> <li>三 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</li> <li>四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線</li> <li>五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線</li> <li>六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線</li> <li>七 B点から百八十度に引いた線</li> </ul>
日本海・九州西	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	<p>次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</li> <li>二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線</li> <li>三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線</li> </ul>



## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1の規定に基づき、届出します。

記

## 1 届出者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 3 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）

利用する予定の船舶	遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 4 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：

）

※ 予定していない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁船業者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の2の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	入出港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（届出期間に届出を行えなかった遊漁船業者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の2の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	入出港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

- (1) 新たに船舶を取得したため。
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項に基づき、新たに登録を受けたため。
- (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかつたため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ （1）の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ （2）の理由の場合は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第5条第2項に基づく通知の写し又は遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第18条第1項で定められた様式のうち、別記様式第8号の写しを添付すること。

※ （3）の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかつた理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないとなることについて同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁船以外の船舶を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の3の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の3の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

- (1) 新たに船舶を取得したため。
- (2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。
- (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかつたため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ (1)の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (2)の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (3)の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかつた理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁者であつて「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1及び3の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 遊漁者としてくろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

		遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
利用する予定の船舶		遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 6 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：）

※ 予定していない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁者であって届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1及び3の規定に基づき、届出します。

## 記

## 1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

## 2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

## 4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

利用する予定の船舶	遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10 遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載：）

※ 予定していない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

（1） 新たに船舶を取得したため。

（2） 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。

（3） 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ （1）の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ （2）の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ （3）の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

8 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

9 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

くろまぐろ遊漁変更届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書

西暦 年 月 日

下記3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ遊漁届出書の記載事項に変更が生じたので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の4の規定に基づき、届出します。

記

1 届出番号

--

2 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

3 変更しようとする事項を届け出た海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 変更しようとする事項を届け出ていない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後	変更しようとする理由

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の四に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 11 月 4 日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号（以下「委員会指示」という。）の四に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は、会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

# 届出制の概要

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者
届出内容	<p>【必須項目】</p> <p><input type="radio"/> 氏名</p> <p><input type="radio"/> 住所</p> <p><input type="radio"/> 電話番号</p> <p><input type="radio"/> 電子メールアドレス</p> <p>【任意項目】</p> <p><input type="radio"/> 利用する予定の船舶に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(遊漁船を利用する場合)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船登録都道府県</li> <li>・遊漁船登録番号</li> <li>・船名</li> </ul> </li> <li>(遊漁船以外の船舶を利用する場合)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶番号又は船舶検査済票の番号</li> <li>・船名</li> </ul> </li> <li>(カヤック、SUP等を利用する場合)</li> </ul> <p><input type="radio"/> 入出港する予定の場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県名</li> <li>・漁港又は港湾の名称</li> </ul> <p><input type="radio"/> 予定しているくろまぐろの釣りの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルアー釣り</li> <li>・餌釣り</li> <li>・その他方法（具体的に記載）</li> </ul>	<p><input type="radio"/> 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)</p> <p><input type="radio"/> 住所</p> <p><input type="radio"/> 電話番号</p> <p><input type="radio"/> 電子メールアドレス</p> <p><input type="radio"/> 船名</p> <p><input type="radio"/> 遊漁船登録番号</p> <p><input type="radio"/> 入出港する予定の場所</p>	<p><input type="radio"/> 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)</p> <p><input type="radio"/> 住所</p> <p><input type="radio"/> 電話番号</p> <p><input type="radio"/> 電子メールアドレス</p> <p><input type="radio"/> 船名</p> <p><input type="radio"/> 船舶番号又は船舶検査済票の番号</p> <p><input type="radio"/> 入出港する予定の場所</p>
届出期間	令和8年1月1日（木）から <b>最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで</b>		
届出単位	・採捕しようとする海域ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内しようとする海域ごと</li> <li>・案内しようとする船舶ごと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内し又は赴こうとする海域ごと</li> <li>・案内し又は赴こうとする船舶ごと</li> </ul>
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、太平洋広域漁業調整委員会指示第49号（以下「指示第49号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第49号を一部改正する指示として、資料3－2の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第52号を発出するとともに、資料3－4の（案）により指示第49号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び資料3－6の（案）により指示第49号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行う。

### 1. 改正内容及び理由

#### （1）指示第49号の4の(1)に定める報告内容

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号（以下「指示第51号」という。）に基づき、遊漁者は、遊漁により太平洋くろまぐろを採捕しようとする際には、届出を行わなければならず、届出を行わず太平洋くろまぐろを採捕した場合は、指示第51号違反として裏付命令を発出することとしている。

指示第49号の4の(1)に基づき報告を行った採捕者が指示第51号の二の1に基づく届出者であることを確認するため、指示第49号の4の(1)に定める報告事項に、「届出番号」を新設する。

#### （2）指示第49号の項目番号の修正

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の項目番号を修正する。

### 2. 施行日

令和8年4月1日とする。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第49号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	改正前
<p><b>二 定義</b>            この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>1 「遊漁者」</u> 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(一) 漁業者が漁業を営む場合            (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合            (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p><u>2 「太平洋」</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。</p> <p><u>3 「くろまぐろ（小型魚）」</u> くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p><u>4 「くろまぐろ（大型魚）」</u> くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p><u>5 「遊漁船」</u> 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p><b>1 定義</b>            この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>ア 漁業者が漁業を営む場合            イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合            ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p>(2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。</p> <p>(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p>(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p>(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>
<p><b>二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b>            遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b>            遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p><u>1</u> 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p><u>2</u> 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるとときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p><u>3</u> 遊漁者は、<u>2</u>の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p>(1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>(2) 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるとときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>(3) 遊漁者は、<u>2</u>の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>四 報告</b></p> <p><u>1</u> 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <p>(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス            (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）            (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）            (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所            (五) 採捕した海域            (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号            (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号            (八) <u>届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</u></p> <p><u>2</u> <u>1</u>の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>	<p><b>4 報告</b></p> <p>(1) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <p>ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス            イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）            ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）            エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所            オ 採捕した海域            カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号            キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号            (新設)</p> <p>(2) <u>1</u>の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>

<b>五 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。	<b>5 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。
<b>六 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。	<b>6 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第52号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号（案）

改正

令和七年十一月四日 太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

## 一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

（一） 漁業者が漁業を営む場合

（二） 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

（三） 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。

3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

## 二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

### 三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

2 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

### 四 報告

1 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

（一）採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

（二）採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

（三）尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

（四）採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

（五）採捕した海域

（六）遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

（七）遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

（八）届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）

2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

### 五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

### 六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

**附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号）**

- 1| この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2| この指示の施行の日前に採捕されたくるまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

## 太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の <u>6</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領  令和7年3月4日策定 <u>令和7年11月4日一部改正</u>	太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の <u>6</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領  令和7年3月4日策定
太平洋広域漁業調整委員会指示第49号（以下「委員会指示」という。）の <u>6に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長が定める</u> 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等に <u>について</u> 、以下のとおり定める。	<u>太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は</u> 、太平洋広域漁業調整委員会指示第49号（以下「委員会指示」という。）の <u>6に基づく</u> 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等に <u>つき</u> 以下のとおり定める。
<b>1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法</b> 委員会指示の <u>四の1</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（ <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html</a> ）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。  (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。  (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を入力及び添付し報告する。  (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を入力及び添付（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。	<b>1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法</b> 委員会指示の <u>4(1)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（ <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html</a> ）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。  (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。  (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力及び添付し報告する。  (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力及び添付（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。
<b>2. 報告に関する留意事項</b> (1)委員会指示の <u>四の1の二</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。  (2)委員会指示の <u>四の1の三</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。  (3)委員会指示の <u>四の1の四</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。  (4)委員会指示の <u>四の1の五</u> に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。  (5)委員会指示の <u>四の1の八</u> に定める届出番号は、 <u>太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第82号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第50号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。</u>	<b>2. 報告に関する留意事項</b> (1)委員会指示の <u>4(1)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。  (2)委員会指示の <u>4(1)ウ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。  (3)委員会指示の <u>4(1)エ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。  (4)委員会指示の <u>4(1)オ</u> に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。  (新設)
<b>3. 個人情報等の取扱いについて</b> (略)	<b>3. 個人情報等の取扱いについて</b> (略)
<b>4. 報告に対する問い合わせ</b> (略)	<b>4. 報告に対する問い合わせ</b> (略)
別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日	別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の四の1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

届出番号			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日  年 月 日	尾数（うちリリースした尾数） ( ) 尾	重量（うちリリースした重量） (kg)	採捕した海域
陸揚げした場所（※1）  （ ） cm	尾さ長（うちリリースした尾さ長） (cm) (※2)	計量方法（※3）  <u>くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）</u>	

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。

【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

- ① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
- ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第49号4(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

(新設)			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日  年 月 日	尾数（うちリリースした尾数） ( ) 尾	重量（うちリリースした重量） (kg)	採捕した海域
陸揚げした場所（※1）  （ ） cm	尾さ長（うちリリースした尾さ長） (cm) (※2)	計量方法（※3）  <u>(新設)</u>	

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

(新設)

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

- ① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
- ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。

# 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年3月4日策定  
令和7年11月4日一部改正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号(以下「委員会指示」という。)の六に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

## 1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の四の1に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

### (1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の四の1及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

### (2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。

### (3) 電子メールによる送信

委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

## 2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の四の1の二に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の四の1の(三)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の四の1の(四)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の四の1の(五)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の四の1の(八)に定める届出番号は、太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第82号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第50号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。

- (6) 委員会指示の四の2に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

### 3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

### 4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

## 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

## 1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の四の 1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

<b>届出番号</b>			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
<b>【遊漁船を利用した場合】</b> 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
<b>【遊漁船以外の船舶（プレジャー・ボート）を利用した場合】</b> 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日  年 月 日	尾数（うちリリースした尾数）  ( ) 尾	重量（うちリリースした重量）(kg)  ( ) kg	採捕した海域
陸揚げした場所（※1）  ( ) cm	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)  ( ) cm	計量方法（※3）  ( ) cm	<u>くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）</u>

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。

【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】

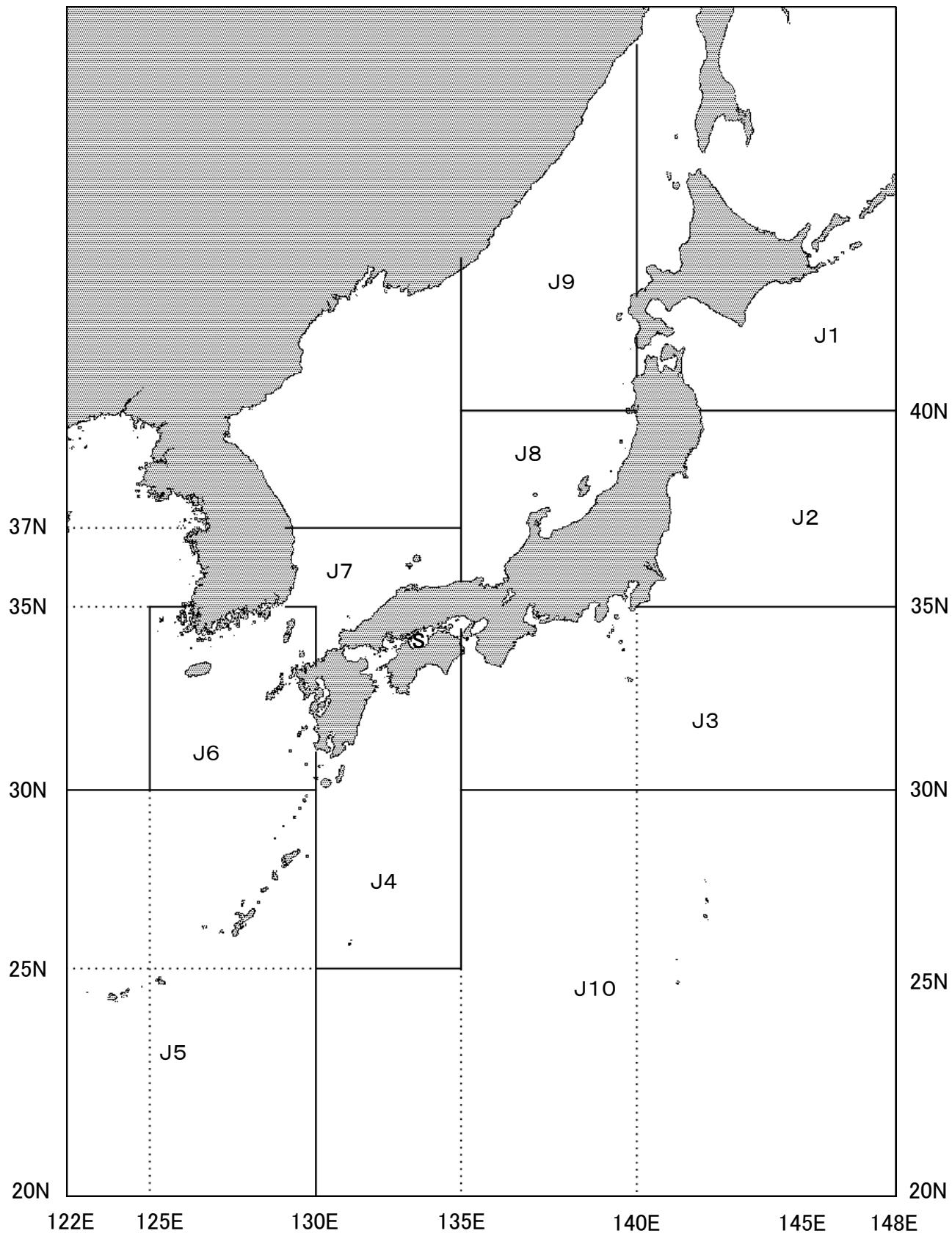
添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

- ① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
- ② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることあることに同意します。

(別図)



## 太平洋広域漁業調整委員会第49号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の<u>6</u>に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和7年3月4日策定 <u>令和7年11月4日一部改正</u></p>	<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号の<u>6</u>に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和7年3月4日策定</p>
<p>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号(以下「委員会指示」という。)の<u>6</u>に基づき、<u>太平洋広域漁業調整委員会会長</u>(以下「<u>会長</u>」といふ。)が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p>	<p><u>太平洋広域漁業調整委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」といふ。)は、<u>太平洋広域漁業調整委員会指示第49号</u>(以下「<u>委員会指示</u>」といふ。)の<u>6</u>に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。</p>
<p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して<u>現地調査・指導等</u>を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として<u>会長</u>に報告する。 なお、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第157条第1項に基づき、<u>太平洋広域漁業調整委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」といふ。)として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、<u>会長</u>一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>法</u>第121条第4項で準用する<u>法</u>第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(以下「裏付命令の申請」という。)をする。 裏付命令の申請に係る手続は、<u>会長</u>一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>	<p>1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して<u>調査・指導等</u>を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として<u>太平洋広域漁業調整委員会会長</u>(以下「<u>会長</u>」といふ。)に報告する。 なお、漁業法第157条第1項に基づき、<u>委員会</u>として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、<u>会長</u>(又は<u>会長職務代理</u>)一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。 <u>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</u></p> <p>2. 会長は、上記1の報告を受け、<u>漁業法</u>第121条第4項で準用する<u>同法</u>第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。 裏付命令の申請に係る手續は、<u>会長</u>(又は<u>会長職務代理</u>)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。</p>

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 3 月 4 日  
令和 7 年 11 月 4 日一部改正

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（以下「委員会指示」という。）の六に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。